

平成30年度総務省

「公的機関向けウェブアクセシビリティ対応講習会」

～公式ホームページのJIS規格対応状況調査結果を踏まえ求められる取組～

解説資料 1

取組が必要な背景と 2017年度JIS対応状況調査結果の説明

2018年12月～2019年1月

講習会事務局（アライド・ブレインズ株式会社）

1. 取組が必要な背景

2.1.1. 意味

運用ガイドライン P17

ウェブアクセシビリティとは、**高齢者や障害者を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること**を意味します。

2.1.2. ウェブアクセシビリティの必要性

インターネットの普及により、健常者と同様に高齢者や障害者にとってホームページ等は重要な情報源となっています。しかし、情報を提供する側がウェブアクセシビリティに配慮して適切に対応していないと、高齢者や障害者が、ホームページ等から例えば避難場所に関する情報を取得できなかったり、パソコン等による手続きができないという問題等が発生し、**社会生活で多大な不利益が発生したり、災害時等に必要な情報が届かない状況となれば生命の危機に直面する可能性**があります。

公的機関のホームページ等で提供されている情報や機能が特定の人に利用できないということが起きないように、提供者は、ホームページ等をJIS X 8341-3:2016に対応すること等により、アクセシブルなホームページ等を作成することが求められています。

【例】

- 居住地域の安全に関わるデータを表したグラフが画像で掲載されており、その画像に代替情報が用意されていない。そのため、視覚に障害のある住民が音声読み上げソフトを利用して情報を取得しようとした際に、自身の安全に関わる情報を入手できない。(JIS X 8341-3:2016 レベルA)
- 施設の所在地と道順を示した地図において、最寄りのバス停の名称を示した文字の色が薄く、色を識別しづらい利用者がバス停の名称を読み取れない。(JIS X 8341-3:2016 レベルAA及びAAA)
- 公式ホームページで市長の会見の内容を動画で提供しているが、市長が話した内容が字幕で提供されておらず、聴覚に障害のある利用者に内容が伝わらない。(JIS X 8341-3:2016 レベルA及びAA)
- 公式ホームページの上部に配置されたメニューのリンクがキーボードで操作できるように作られておらず、手の動作が不自由でマウスを使うことができない利用者がホームページを利用できない。(JIS X 8341-3:2016 レベルA)

※運用ガイドラインでは、ウェブアクセシビリティ対応の付随的効果(ユーザビリティの向上、多様な端末での閲覧性の向上、機会判読性の向上)についても説明されている(P19、20)

3

付随的な効果

運用ガイドライン P19

2.1.3. ウェブアクセシビリティに対応することで得られる付随的な効果

ウェブアクセシビリティに対応することによって、高齢者や障害者だけでなく一般利用者の利便性の向上につながります。

(1) ユーザビリティの向上

一般利用者にとってのユーザビリティが向上することにより、ホームページの情報提供に対する利用者の満足度が向上すること、窓口への問い合わせが減少し業務効率化につながるなどが期待されます。

【例】

- 一貫したレイアウトやナビゲーション等を実現することにより、使いやすくなる。
- ページタイトルやリンクタイトルをページ内容を適切に表したものとすることにより、情報を探しやすくなる。
- 国際標準の仕様に則り作成することにより、様々な閲覧ソフト等で情報を取得しやすくなる。

(2) スマートフォンなど多様な端末での閲覧性の向上

音声読み上げソフトの利用に対する配慮、拡大表示する利用に対する配慮など、JIS X 8341-3:2016に示された要件に基づいてウェブアクセシビリティを確保することにより、スマートフォンなど多様な端末で情報を読み取りやすくなったり、便利な支援機能(音声読み上げ機能等)を使って情報を閲覧できるようになります。

このような対応は、スマートフォン等の利用者のうち、必ずしも高齢者や障害者だけでなく、若年層を含む幅広い利用者の閲覧性を向上する効果があります。

【例】

- 紙媒体として作成した資料をスキャンしPDF形式で掲載するのではなく、HTMLで情報を掲載することにより、スマートフォンのような小さな画面で閲覧する際に、記載内容を読み取りやすくなる。
- パソコンやスマートフォンに搭載された音声読み上げなどの支援機能を有効に活用することができる。

4

(3) 機械判読性の向上

JIS X 8341-3:2016は国際標準であるWCAG 2.0と一致規格となっていることから、JISの仕様に則り作成することで、掲載情報を機械的に判読することが容易となり、オープンデータとして再利用しやすくなることなどが期待されます。

【例】

- キーワード検索の精度が向上し利用者が掲載情報を探しやすくなる。
- 他言語への自動翻訳の精度が向上し利用者(特に外国人)が掲載情報を理解しやすくなる。
- コンピューターで読み取りや加工などの処理を行いやすくなり、オープンデータとして再利用しやすくなる。

ウェブアクセシビリティ対応に関する誤解

2.1.4. ウェブアクセシビリティ対応に関する誤解

運用ガイドライン P21

JIS X 8341-3:2016が求めている対応は、「達成基準」を満たし、アクセシビリティが確保されたホームページ等の制作・提供です。

利用者は、多くの場合、音声読み上げソフトや文字拡大ソフトなど、自分がホームページ等を利用するために必要な支援機能を、自身のパソコン等にインストールし必要な設定を行った上で、その支援機能を活用して様々なホームページ等にアクセスしています。つまり、ホームページ等の提供者に求められるアクセシビリティ対応とは、ホームページ等においてそのような支援機能を提供することではなく、ホームページ等の個々のページをJIS X 8341-3:2016の要件に則り作成し提供することにより、利用者がそのページを閲覧できるようにすることです。

したがって、各団体の提供する個々のページにおいて JIS X 8341-3:2016 に基づきウェブアクセシビリティを確保することが最優先となり、高齢者や障害者向けに特別な支援機能を提供することは、JIS X 8341-3:2016に基づきウェブアクセシビリティを確保した上での付加的なサービスと位置づけられます。

注意点！

ホームページ等において、音声読み上げ、文字拡大、文字色変更等の支援機能を提供する事例がありますが、これだけでは、ウェブアクセシビリティに対応しているとは言えません。

2.2.1. ウェブアクセシビリティ対応を求める法律・規格・指針

運用ガイドライン P22

(1)条約、法、計画

- 障害者の権利に関する条約(略称:障害者権利条約)
- 障害者基本法(昭和45年法律第84号)
- 障害者基本計画(第3次計画)(平成25年9月閣議決定)
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。略称:障害者差別解消法)

(2) 日本工業規格関連

- JIS X 8341-3:2016「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部:ウェブコンテンツ」
- 工業標準化法(日本工業規格の尊重)第六十七条(昭和24年法律第185号)

(3) 関連する指針等

- Webサイト等による行政情報の提供・利用促進に関する基本的指針
- 電子自治体の取組を加速するための10の指針
- コンピュータ製品及びサービスの調達に係る総合評価落札方式の標準ガイド
- 政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン

※運用ガイドラインでは、個々の法律等の該当する条文を転記し具体的に紹介している(P22)

7

障害者差別解消法を踏まえて求められる対応

ポイント！

障害者差別解消法が平成25年6月に制定され、平成28年4月1日から施行されました。同法においては、ウェブアクセシビリティを含む情報アクセシビリティは、合理的配慮を的確に行うための環境の整備と位置づけられており、事前的改善措置として計画的に推進することが求められています。また、行政機関等は、障害者から個別の申し出があった場合は、必要かつ合理的な配慮を行う必要があります。

運用ガイドライン P22

運用ガイドライン P29

(1)環境の整備

ウェブアクセシビリティを含む情報アクセシビリティは、**合理的配慮を的確に行うための環境の整備として位置づけられており、各団体においては、事前的改善措置として計画的に推進**することが求められます。

(2) 合理的配慮の提供

障害者等から、各団体のホームページ等の**ウェブアクセシビリティに関して改善の要望があった場合には、障害者差別解消法に基づき対応を行う必要**があります。

なお、公的機関が取組の対象から除外しているページなどがある場合も、障害者が実際にウェブアクセシビリティの問題に直面し、障壁の除去の要望を申し出た場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者差別解消法に基づき合理的配慮の提供が求められます。

改善の要望に対して、ホームページ等の改善を即座に行うことが困難な場合等は、要望した当事者と必要に応じて協議を行うことなどにより要望の内容を確認し、ホームページ以外の方法で情報を提供するなどの対応も含めて、できる限りの最善の対応を行うことが必要です。

改善の要望があった箇所の改善等の対応を行うとともに、**同じような問題が各団体のホームページ等の他の箇所でも生じないように、ホームページ等の全体の改善計画へ反映**することが求められます。

8

これまでの経緯

ウェブアクセシビリティの日本工業規格であるJIS X 8341-3は2004年に公示されました。

JIS X 8341-3の制定・改正に合わせて、総務省は、公的機関にウェブアクセシビリティの推進を求める「みんなの公共サイト運用モデル」を2005年に策定、2010年に改正し、2016年には内容をより分かりやすく刷新するとともに、「みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)」と名称を変更し、あらためて公表(*)しました。

また、総務省では、ウェブアクセシビリティの推進を支援する評価ツール「miChecker」を開発し、初期バージョンを2010年に公表、現行バージョンを2016年に公表(*)しました。

2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018...

★JIS X8341-3:2004公示

★みんなの公共サイト運用モデル策定

★JIS X8341-3:2010改正公示

★みんなの公共サイト運用モデル改訂

★miChecker ver1公表

★JIS X8341-3:2016改正公示

★みんなの公共サイト運用
ガイドライン策定

★miChecker ver2公表

★ガイドライン講習会開催

★2017年度調査

★2018年度調査

*:過去のみんなの公共サイト運用モデル、みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)、これまでに公表されたmiCheckerは、いずれも全国の地方公共団体に郵送で配布するとともに、総務省ホームページで公表されました。

9

対応が求められている対象（1）

5.1.1. 対応が求められている対象

運用ガイドライン P46

ウェブアクセシビリティへの対応が求められている対象は、各団体が作成し運用する全てのウェブコンテンツです。ウェブコンテンツとは、HTML、CSS、JavaScript、PDF、Flash等のウェブ技術で作成されたものを意味し、以下に例示するとおり、様々なホームページやウェブシステム等が該当します。

注意点！

公式ホームページ（公式ホームページのスマートフォン向けサイトを含む）はもちろんのこと、下記に例示するとおり、関連サイトやウェブシステム、職員向けのウェブコンテンツも含めた「全てのウェブコンテンツ」が対象です。

取組対象(ウェブコンテンツ)の具体例

- ・ 公式ホームページ(公式ホームページのスマートフォン向けサイトを含む)
- ・ 関連サイト(公式ホームページとは別に管理運営しているホームページ(例:観光用サイト、イベント用サイトなど)。指定管理者を含む外部事業者に委託して公開しているものを含む。)
- ・ ウェブアプリケーション、ウェブシステム(例:電子申請、施設予約、各種情報検索、蔵書検索など)
- ・ スマートフォン向けサイト
- ・ 携帯電話向けサイト
- ・ KIOSK端末等で提供されるウェブコンテンツ(例:公共施設等に置かれたタッチパネル式の電子申請、施設予約など)
- ・ CD等の媒体に収録して配布するウェブコンテンツ(例:マニュアルなど)
- ・ 団体内で職員向けに運用するイントラネットのウェブコンテンツ
- ・ 業務アプリケーション(例:文書管理、財務会計、住民情報管理など)のうち、ウェブ技術で作成され、ウェブ上で利用されるもの等

注意点！

- ・ 「対象の把握」の対象とは、各団体が管理、運営しているPC向けの公式ホームページの他、観光用サイトやイベント用サイト、PC用とは別に管理しているスマートフォン向けサイト、また指定管理者を含む外部事業者に委託して公開しているウェブコンテンツ等をすべて含むものです。
- ・ 議会、教育委員会、図書館、外郭団体等の関係機関のホームページについては、各団体の事情を踏まえ、団体としての取組対象とするか、別組織と位置付けて別途取組を促すか判断してください。

2.2017年度調査について

2017年度調査について（１）

◆ 目的

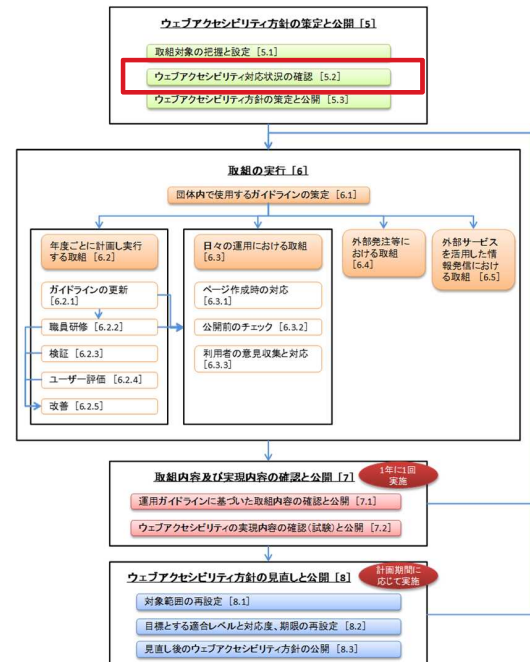
障害者差別解消法（2016年4月1日施行）、日本工業規格JIS X 8341-3:2016（2016年3月22日改正）等により、公的機関に求められているウェブアクセシビリティ対応状況を明らかにする。

◆ 調査の位置づけ

みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年版）に示された取組のうち「5.2ウェブアクセシビリティの対応状況の確認」(*)の実施方法の一つである「チェックツールによる確認」を、公式ホームページの全ページに対して実施し、結果を公表することで、公的機関におけるウェブアクセシビリティへの取組を支援する。

*:みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年版）50ページ参照

みんなの公共サイト運用ガイドラインの全体像



13

2017年度調査について（２）

◆ 対象団体

- 国の機関 （44団体）
- 地方公共団体 （1,788団体）

◆ 対象範囲

- 対象団体の公式ホームページの全ページ(*1)

*1: 公式ホームページのドメインで提供されているトップページからリンクを辿ってアクセス可能なページ（HTMLファイル）を対象とする。別ドメイン、サブドメインで提供されているページは対象としない。

◆ 調査方法

- 総務省の提供するウェブアクセシビリティ評価ツール miChecker(*1)を用いて、インターネットを通じて機械的(*2)に JIS X 8341-3:2016の適合レベルA及びAAに問題のあるページ数(*3)、問題の内容を調査する。

*1: miChecker(エムアイチェッカー): JIS X 8341-3:2016 に基づくウェブアクセシビリティ対応の取組を支援するために、総務省が開発し、提供するアクセシビリティ評価ツール。本調査は、総務省ホームページにて公開されている「miCheckerのソースコード」を活用し検証を実施している。

＜ miChecker 及びmiChecker のソースコードの入手方法を案内している総務省ホームページのアドレス＞
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/michecker.html

*2: 人による目視の調査については行わない。

*3: miCheckerの基準でJIS X 8341-3:2016の適合レベルA及びAAの各達成基準の何れかに「問題あり」が検出されたページの数

3. miCheckerについて

◆ ウェブアクセシビリティ対応状況の確認の方法

みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)では、ウェブアクセシビリティの対応状況を確認する方法として、以下の3つの方法を例示し、それぞれに利点と注意点があることを説明しています。

- (1) 人による詳細な確認
- (2) チェックツールによる確認等
- (3) 利用者の使用しているソフト等を用い確認

「みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)」50ページ参照

miCheckerを用いた機械的な検証は、上記のうち「(2)チェックツールによる確認等」に該当します。

みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)では、「(2)チェックツールによる確認等」について、多くのページを対象に問題のあるページ等を把握したり、分析したりする方法として有効であると紹介するとともに、チェックツールにより機械的に確認できることには限りがあることについて説明しています。

例：miCheckerは代替テキストの有無や、付け方が適切でない可能性のある部分を問題として報告します。しかしながら、代替テキストの記載内容の適切さを完全に判断することはできません。（「miChecker達成基準別活用法」5ページより）

17

miCheckerについて（２）

◆ miCheckerとは

「みんなのアクセシビリティ評価ツール miChecker(エムアイチェッカー)」は、JIS X 8341-3:2016に基づくウェブアクセシビリティ対応の取組を支援するために、総務省が開発し、提供するアクセシビリティ評価ツールです。

◆ 活用例

- 新しいページの公開前に、問題の有無を確認する
- 既に公開されているページの問題の有無を確認する
- リニューアルなどの際、事業者の作成したHTML雛形やページの検証を行う
- JIS X 8341-3:2016に基づく試験に活用する
- ウェブアクセシビリティに関する知識の習得に活用する

◆ 特徴

- アクセシビリティの検証は、機械的に評価できることと、人が判断しなければいけないことがあります。miCheckerは、機械的に検証可能な項目を自動的に評価するとともに、人による判断の支援を行います。
 - ◆ 明らかな問題がある箇所を特定します。
 - ◆ 問題の可能性が高い箇所、問題かどうかを人が判断すべき箇所を特定します。
 - ◆ 問題箇所や検証項目に該当するJIS X 8341-3:2016の関連情報へのリンクを提供し、理解を深められるよう支援します。
- JIS X 8341-3:2016に基づく試験の実施を支援する附属資料を提供します。
- 音声読み上げソフトによる読み上げ順や、高齢者・弱視者の見え方などを視覚的にシミュレーションし、人の判断や、ウェブアクセシビリティに関する問題の把握を支援します。

18

miCheckerについて（3）

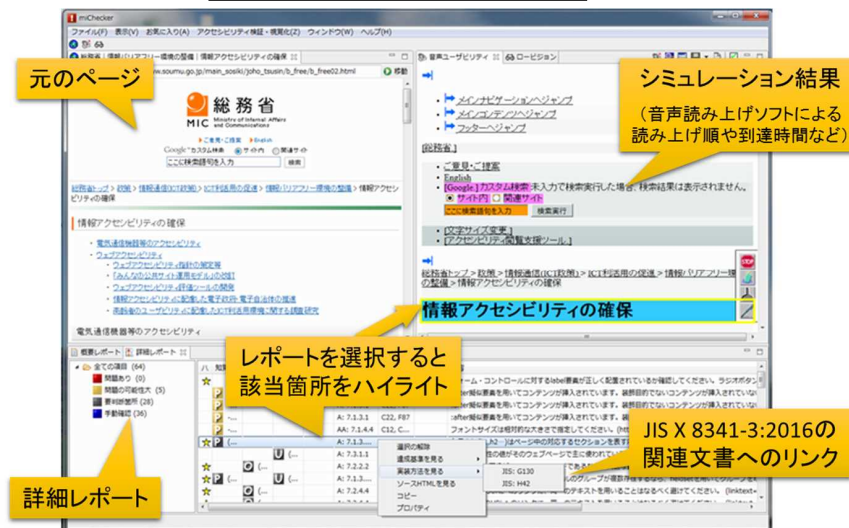
◆ 注意点

- miCheckerの附属資料等を参考に、人の判断により検証すべき項目が多数あります。JIS X 8341-3:2016に基づく検証を全て自動的に行えるものではありません。

◆ 入手方法

- miCheckerは総務省のホームページからダウンロード可能です。
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/michecker.html

miCheckerを実行した際の画面例



19

miCheckerについて（4）

◆ miCheckerによる検証結果

miCheckerによる検証結果の説明

miCheckerによる検証結果	説明
問題あり	指摘された箇所に問題があります。
問題の可能性大	指摘された箇所に問題のある可能性が高い項目です。
要判断箇所	検証すべき箇所をツールが指摘し、検証作業はテスト方法に従って人が行います。必要に応じてmiCheckerや他のツールを活用します。
手動確認	ツールでは検証すべき箇所を指摘できない項目です。テスト方法にしたがって問題の有無を判断する必要があります。

miChecker附属文書「miCheckerを用いた試験手順書」より

20

4.JIS X 8341-3:2016の構成 と、2017年度調査の集計内容に ついて

21

JIS X 8341-3:2016の構成と、2017年度調査の集計内容について（1）

◆ JIS X 8341-3:2016の適合レベルと達成基準

JIS X 8341-3:2016では、アクセシビリティを確保するための基準として、技術に依存しない形で書かれた61項目の達成基準が示されています。各達成基準は、最低レベルの適合レベルA（25項目）、適合レベルAA（13項目）、最高レベルの適合レベルAAA（23項目）に分類されており、総務省の提供する「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年版）」では、公的機関は適合レベルAAを満たすことが求められています。

JIS X 8341-3:2016の適合レベルと達成基準の数

適合レベル	達成基準の数
A	25項目
AA	13項目
AAA	23項目

「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年版）」56から57ページの内容、及び「miChecker達成基準別活用法」2ページの内容に基づき作成

22

JIS X 8341-3:2016の構成と、2017年度調査の集計内容について（2）

◆ 本調査に関わるmiChecker検証結果の出力内容

miCheckerを実行した際の画面例と、本調査に関わる出力内容

達成基準
miCheckerの検証結果の詳細レポート画面では、「JIS」欄に、検出された指摘事項に該当するJIS X 8341-3:2016の達成基準番号が表示されます。

指摘事項
miCheckerの検証結果の詳細レポート画面では、「内容」欄に、検出された指摘事項が文章で表示されます。

23

JIS X 8341-3:2016の構成と、2017年度調査の集計内容について（3）

◆ 本調査の集計内容

● 問題のあるページの割合

公式ホームページの全ページ数（検証対象となった全HTMLファイル数）に対し、miCheckerの基準でJIS X 8341-3:2016の適合レベルA及びAAの各達成基準の何れかに「問題あり」が検出されたページ数の割合を集計。

● 達成基準別の問題のあるページの割合

JIS X 8341-3:2016の適合レベルA及びAAの各達成基準ごとに、公式ホームページの全ページ数（検証対象となった全HTMLファイル数）に対し、「問題あり」が検出されたページの割合を集計。

● 検出されたページが多い指摘事項（問題の内容）

「問題あり」の各指摘事項（問題の内容）ごとに、公式ホームページの全ページ数（検証対象となった全HTMLファイル数）に対し、検出されたページの割合を集計。

24

5.2017年度調査結果

25

2017年度調査結果（1）

◆ 団体種別ごとの結果

- 公式ホームページの全ページ(全HTMLファイル)に対して、問題のあるページの割合を集計。
- 調査対象全体の平均は52.11%。
- 国の機関の平均は45.63%。地方公共団体の平均は、52.91%。

団体種別ごとの問題のあるページの割合

	団体数	問題のあるページの割合
国の機関	44	45.63%
都道府県	47	39.86%
指定都市	20	47.32%
その他市	771	53.01%
特別区	23	40.54%
町村	927	65.97%
合計	1,832	52.11%

26

2017年度調査結果（2）

◆ 地方別の結果

- 公式ホームページの全ページ(全HTMLファイル)に対して、問題のあるページの割合を集計。
- 都道府県と指定都市を除く、その他市及び町村の地方別結果平均を比較すると、関東地方で問題のあるページの割合が47.24%と最も少ない。問題のあるページの割合が50%以下の地方は、関東地方のほか、近畿地方(48.81%)、東海地方(49.42%)であった。

都道府県と指定都市を除く、その他市及び町村の地方別結果平均

	団体数	問題のあるページの割合
北海道地方	178	63.51%
東北地方	226	69.54%
関東地方	338	47.24%
信越地方	106	61.47%
北陸地方	51	68.48%
東海地方	157	49.42%
近畿地方	194	48.81%
中国地方	105	64.48%
四国地方	95	60.76%
九州地方	230	58.05%
沖縄地方	41	82.03%

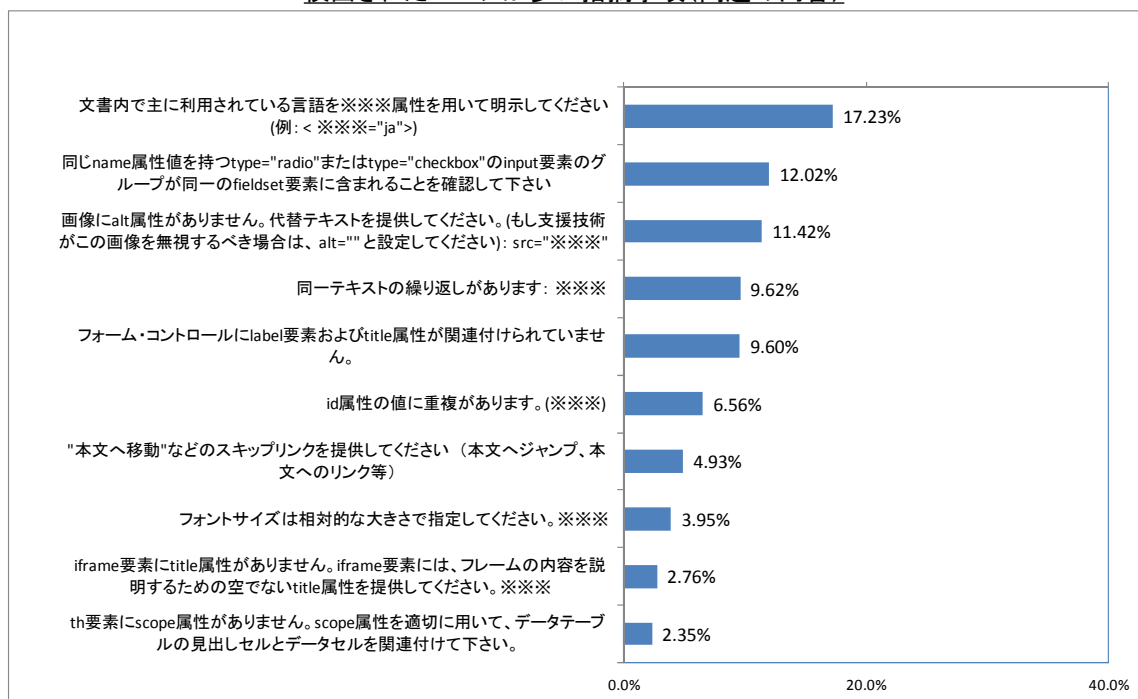
27

2017年度調査結果（3）

◆ 検出されたページが多い指摘事項(問題の内容)

- 機械的に「問題あり」と判定された事項は多岐にわたる。(「問題あり」の多い上位5件について「6.主な問題点」を参照)

検出されたページが多い指摘事項(問題の内容)



「※※※」と記載がある箇所は、miCheckerで個々のページを検証した際に、問題のあるページ名やページ内の該当する用語等が具体的に記載される箇所です。本調査は、全ページを対象にした検証結果であるため、この箇所について統一的に「※※※」と記載しています。

28

6.主な問題点

主な問題点（1）

ページの言語に関わる主な問題

- ✓ 文書内で主に利用されている言語を※※※属性を用いて明示してください (例: < ※※※="ja">)

「※※※」と記載がある箇所は、miCheckerで個々のページを検証した際に、問題のあるページ名やページ内の該当する用語等が具体的に記載される箇所です。本調査は、全ページを対象にした検証結果であるため、この箇所について統一的に「※※※」と記載しています。

【問題の内容に関する補足説明】

「そのページが何語で書かれているか」(日本語なのか、英語なのか、中国語なのか等)について、音声読み上げソフト等に伝えるための情報が欠落している。

具体的な問題の例：

- ◆ 目の見えない利用者が音声読み上げソフトでページを読む場合に、その言語に適した読み上げ方で読むことが出来ない恐れがある。

主な問題点（2）

画像に関わる主な問題

- ✓ 画像にalt属性がありません。代替テキストを提供してください。(もし支援技術がこの画像を無視すべき場合は、alt=""と設定してください): src="※※※"
- ✓ 同一テキストの繰り返しがあります: ※※※

「※※※」と記載がある箇所は、miCheckerで個々のページを検証した際に、問題のあるページ名やページ内の該当する用語等が具体的に記載される箇所です。本調査は、全ページを対象にした検証結果であるため、この箇所について統一的に「※※※」と記載しています。

【問題の内容に関する補足説明】

「その画像が何を意味しているのか」を音声読み上げソフトの利用者等に伝えるための説明文(代替テキスト)が無い。

具体的な問題の例:

- ◆ 目の見えない利用者が音声読み上げソフトでページを読む場合に、画像に書かれた内容が伝わらない。

画像の説明文(代替テキスト)の内容と、その前後に書かれているキャプションや見出しの内容が同じである。

具体的な問題の例:

- ◆ 目の見えない利用者が音声読み上げソフトでページを読む場合に、同じ内容が繰り返し読み上げられて混乱する。

主な問題点（3）

フォームに関わる主な問題

- ✓ 同じname属性値を持つtype="radio"またはtype="checkbox"のinput要素のグループが同一のfieldset要素に含まれることを確認して下さい
- ✓ フォーム・コントロールにlabel要素およびtitle属性が関連付けられていません。

【問題の内容に関する補足説明】

複数の入力欄が並んでいるような場合に、それらの関係性が明確に表されていない。

具体的な問題の例:

- ◆ 目の見えない利用者が音声読み上げソフトでページを読む場合に、設問文と選択肢の関係性を理解しにくい。

入力欄とその名称(選択肢の文字列など)の関係性が明確に表されていない。

具体的な問題の例:

- ◆ アンケートの選択肢の文字列をクリックしても、ラジオボタンにチェックが入らない。

平成30年度総務省

「公的機関向けウェブアクセシビリティ対応講習会」

～公式ホームページのJIS規格対応状況調査結果を踏まえ求められる取組～

解説資料 2

みんなの公共サイト運用ガイドラインの全体像 と今後求められる取組

2018年12月～2019年1月

講習会事務局（アライド・ブレインズ株式会社）

1.みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年版）について

みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年版）について（1）

◆ ガイドライン作成の背景と目的（みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年版）9ページの内容に基づき記載）

運用ガイドライン P9

- 「みんなの公共サイト運用ガイドライン」は、国及び地方公共団体等の公的機関のホームページ等が、高齢者や障害者を含む誰もが利用しやすいものとなるように、公的機関がウェブアクセシビリティの確保・維持・向上に取り組む際の取組の支援を目的として作成された手順書です。
- 総務省では、JIS X 8341-3の制定・改正に合わせ、これまで2005年度に「みんなの公共サイト運用モデル」を策定し、2010年度に改定を行いました。2016年のJIS X 8341-3の改正に合わせ、有識者や地方公共団体、関係府省等の御知見・御意見を伺いつつ、内容をより分かりやすく刷新し、名称を「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に改め、2016年4月に全国の地方公共団体に配布するとともに、総務省ホームページで公表しました。

2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018・・・

★JIS X8341-3:2004公示

★みんなの公共サイト運用モデル策定

★JIS X8341-3:2010改正公示

★みんなの公共サイト運用モデル改訂

★miChecker ver1公表

★JIS X8341-3:2016改正公示

★みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)策定

★miChecker ver2公表

★ガイドライン講習会開催

★サイト調査実施

3

みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年版）について（2）

◆ 運用ガイドラインの内容（みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年版）9ページの内容に基づき記載）

運用ガイドライン P9

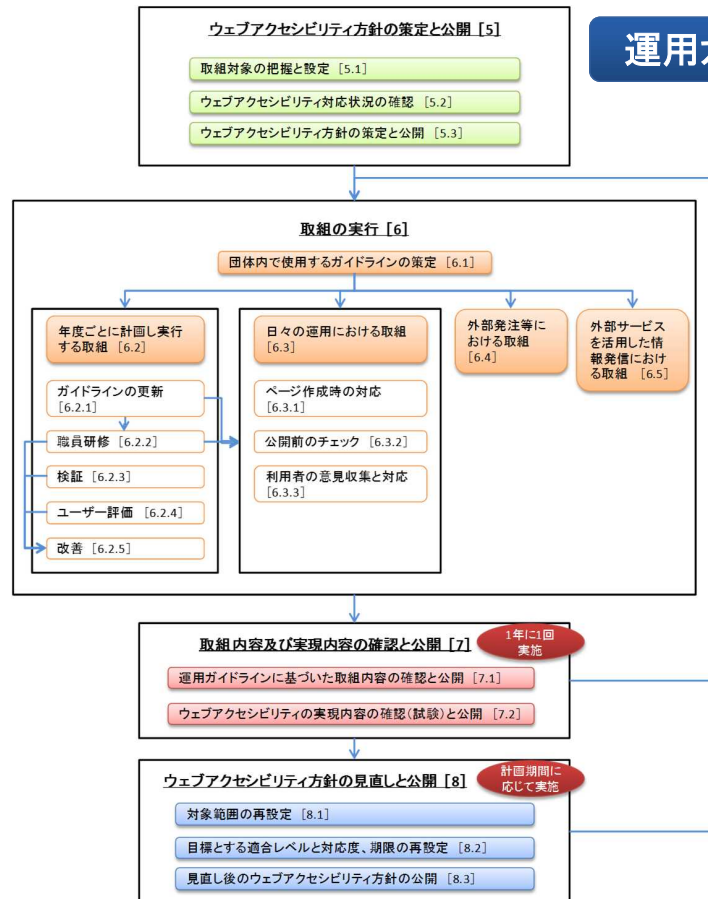
- みんなの公共サイト運用ガイドラインは、公的機関でウェブアクセシビリティへの対応が求められる背景や、JIS X 8341-3:2016に基づき実施すべき取組項目と手順を解説しています。
- また、各取組に関し、実施する際に重視すべき考え方、取り入れるべき方法等も解説するとともに、参照又は活用すべき資料を案内しています。

みんなの公共サイト運用ガイドラインを公表している総務省ホームページ

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/guideline.html



4



運用ガイドラインを実践する体制

4.3.2. 団体内で役割分担を検討し取り組むこと

運用ガイドライン P41

団体内の全てのホームページ等(公式ホームページ、団体が提供する関連サイト、ウェブシステム等)を対象に、アクセシビリティ対応の取組を推進するように、団体内での役割分担を検討し実行します。

公式ホームページの管理運営担当部署は、公式ホームページ(公式ホームページのスマートフォン向けサイトを含む)のアクセシビリティ対応の取組を統括するとともに、他部署が個別にホームページ等の外部発注や運用を行う場合に、団体として適切にアクセシビリティ対応が行われるよう、**当該部署に対しウェブアクセシビリティの必要性や取組手法に関する情報提供を行うとともに、他部署の対応状況の把握等**を行います。また、議会、教育委員会、図書館、外郭団体等の**関係機関においてアクセシビリティ対応が行われるよう、ウェブアクセシビリティの必要性や取組手法に関する情報提供**を行います。なお、これらの役割について、公式ホームページの管理運営担当部署以外の部署が担当することが適当な場合は、団体として役割分担を検討し取り組んでください。

ポイント！

特に以下の取組について、どの部署が責任をもって担当するか、団体内での役割分担を検討し実行します。

- 対象となるホームページ等の把握(「5.1.2.各団体が取り組むべき対象の確認」(P.48)を参照)
- 議会、教育委員会、図書館、外郭団体等の関係機関への情報提供
- 取組を実行する単位の設定(「5.1.3.ウェブアクセシビリティ方針を策定し取組を実行する単位の設定」(P.48)を参照)
- 個々のホームページ等の取組(「6.取組の実行」(P.62)を参照)
- 取組内容の確認と公開(「7.1.運用ガイドラインに基づいた取組内容の確認と公開」(P.122)を参照)
- 個々のホームページ等の試験の実施と公開(「7.2.ウェブアクセシビリティの実現内容の確認(試験)と公開」(P.128)を参照)

※運用ガイドラインでは、求められる体制(管理運営担当部署に求められる役割・対応、各部署に求められる体制、外部委託業者との協力体制、利用者の協力を得る体制)についてより詳細に説明されている(P41～43)

ガイドライン【5章】

2.ウェブアクセシビリティ方針 の策定と公開

7

ウェブアクセシビリティ方針の策定と公開

運用ガイドライン P45

ウェブアクセシビリティ対応を行うべき対象を把握するために、各団体の提供するホームページ等の提供数、所管部署等を確認した上で、各団体として取り組む対象範囲、適合レベル、期限を検討します。検討した内容をウェブアクセシビリティ方針として文書化し、各団体ホームページ等で公開します。

ウェブアクセシビリティ方針の策定と公開の取組

ウェブアクセシビリティ方針の策定と公開【5】

取組対象の把握と設定【5.1】

ウェブアクセシビリティ対応状況の確認【5.2】

ウェブアクセシビリティ方針の策定と公開【5.3】

「国及び地方公共団体ホームページのJIS規格対応状況調査」は、みんなの公共サイト運用ガイドラインに示された取組のうち「5.2ウェブアクセシビリティの対応状況の確認」の実施方法の一つである「チェックツールによる確認」を、公式ホームページの全ページに対して実施し、結果を公表することで、公的機関におけるウェブアクセシビリティへの取組を支援するものです。各団体の調査結果を、今後の取組の検討の参考としてください。

8

対応が求められている対象（１）

5.1.1. 対応が求められている対象

運用ガイドライン P46

ウェブアクセシビリティへの**対応が求められている対象は、各団体が作成し運用する全てのウェブコンテンツ**です。ウェブコンテンツとは、HTML、CSS、JavaScript、PDF、Flash等のウェブ技術で作成されたものを意味し、以下に例示するとおり、様々なホームページやウェブシステム等が該当します。

注意点！

公式ホームページ（公式ホームページのスマートフォン向けサイトを含む）はもちろんのこと、下記に例示するとおり、関連サイトやウェブシステム、職員向けのウェブコンテンツも含めた「全てのウェブコンテンツ」が対象です。

取組対象(ウェブコンテンツ)の具体例

- ・ 公式ホームページ(公式ホームページのスマートフォン向けサイトを含む)
- ・ 関連サイト(公式ホームページとは別に管理運営しているホームページ(例:観光用サイト、イベント用サイトなど)。指定管理者を含む外部事業者に委託して公開しているものを含む。)
- ・ ウェブアプリケーション、ウェブシステム(例:電子申請、施設予約、各種情報検索、蔵書検索など)
- ・ スマートフォン向けサイト
- ・ 携帯電話向けサイト
- ・ KIOSK端末等で提供されるウェブコンテンツ(例:公共施設等に置かれたタッチパネル式の電子申請、施設予約など)
- ・ CD等の媒体に収録して配布するウェブコンテンツ(例:マニュアルなど)
- ・ 団体内で職員向けに運用するイントラネットのウェブコンテンツ
- ・ 業務アプリケーション(例:文書管理、財務会計、住民情報管理など)のうち、ウェブ技術で作成され、ウェブ上で利用されるもの等

9

対応が求められている対象（２）

運用ガイドライン P47

注意点！

- ・ 「対象の把握」の対象とは、各団体が管理、運営しているPC向けの公式ホームページの他、観光用サイトやイベント用サイト、PC用とは別に管理しているスマートフォン向けサイト、また指定管理者を含む外部事業者に委託して公開しているウェブコンテンツ等をすべて含むものです。
- ・ 議会、教育委員会、図書館、外郭団体等の関係機関のホームページについては、各団体の事情を踏まえ、団体としての取組対象とするか、別組織と位置付けて別途取組を促すか判断してください。

対応が求められている対象（3）

5.1.2.各団体が取り組むべき対象の確認

運用ガイドライン P49

各団体が作成し運用しているウェブコンテンツを洗い出し、取り組むべき対象の数や運用状況を確認します。公式ホームページの所管部署が運用しているものだけでなく、部局ごとに運用しているホームページ等を含めて、取り組むべき対象を全て洗い出し確認することが必要です。

【確認する内容の例】

- 対象となるホームページ等の数
- 個々のホームページ等の管理運営担当部署
- 個々のホームページ等の総ページ数
- 個々のホームページ等の運用形態（作成・更新方法、作成・更新頻度、作成・更新に携わる職員数、CMS活用の有無、運用支援等の外部委託の有無等）
- 個々のホームページ等のウェブアクセシビリティ対応の取組の有無、内容

5.1.3.ウェブアクセシビリティ方針を策定し取組を実行する単位の設定

対象とするホームページ等が複数ある場合、それぞれ個別にウェブアクセシビリティ方針を策定するか、複数のホームページ等について同一のウェブアクセシビリティ方針を策定するか検討し決定します。ウェブアクセシビリティ方針を策定し取組を実行する単位ごとに、「5.2.ウェブアクセシビリティの対応状況の確認」以降の取組を実施します。

11

対応が求められている対象（4）

5.1.4. ウェブアクセシビリティ方針を策定する主体の設定

運用ガイドライン P50

「5.1.3.ウェブアクセシビリティ方針を策定し取組を実行する単位の設定」で設定した対象について、ウェブアクセシビリティ方針の策定をどの部署が行うかを検討し決定します。

【例1:公式ホームページの管理運営担当部署が主体となる】

公式ホームページの管理運営担当部署が、公式ホームページ（公式ホームページのスマートフォン向けサイトを含む）、関連サイト、ウェブシステム等のウェブコンテンツ全てを対象に含め、一つのウェブアクセシビリティ方針を策定し、その内容に基づいた取組を各ウェブコンテンツの所管部署に求める。

【例2:各ウェブコンテンツの管理運営担当部署が主体となる】

公式ホームページ（公式ホームページのスマートフォン向けサイトを含む）、関連サイト、ウェブシステム等のウェブコンテンツについて、それぞれの管理運営担当部署がウェブアクセシビリティ方針を策定し、その内容に基づいた取組を実行する。なお、この場合、公式ホームページの管理運営担当部署が整合性等を確認する。

12

5.2. ウェブアクセシビリティの対応状況の確認

運用ガイドライン P50

「5.1.3. ウェブアクセシビリティ方針を策定し取組を実行する単位の設定」で設定した対象ごとに、ウェブアクセシビリティの問題の有無と問題の内容等、すなわち対象としたウェブコンテンツが、対応する達成基準(JIS X 8341-3:2016箇条1から箇条4)を満たしているか否かを確認します。

5.2.1. 注意点

公的機関のホームページは、ページ数が多いという傾向があります。また、複数の部署でページ作成を担当している団体が多く存在します。そのため、作成時期や作成方法、アクセシビリティ対応の程度がまちまちなコンテンツが混在していることを想定し、問題点の把握を行うことが重要です。

専門性、客観性の観点から、必要に応じてJIS X 8341-3:2016について十分な知識を有する事業者等に依頼することも考えられます。

5.2.2. 実施方法

以下に示す(1)から(3)の方法等により、ウェブアクセシビリティの対応状況、すなわちウェブコンテンツが、対象となる達成基準を満たしているか否かを確認します。**それぞれに利点と注意点があるため、どの方法を採用するか検討する際に注意**します。

- (1)人による詳細な確認
- (2)チェックツールによる確認等
- (3)利用者の使用しているソフト等を用い確認

※運用ガイドラインでは、上記(1)～(3)の実施方法と注意点について、より詳細に説明されている(P50～52)

13

ウェブアクセシビリティ方針の策定と公開（1）

5.3.1. 目指すべきゴール

運用ガイドライン P53

「5.1.3. ウェブアクセシビリティ方針を策定し取組を実行する単位の設定」で設定した対象ごとに、**対象となるホームページ等の全体について、できる限り速やかに、JIS X 8341-3:2016の適合レベルAA準拠を実現**することが求められます。

5.3.2. ウェブアクセシビリティ方針策定の考え方

「5.1.取組対象の把握と設定」及び「5.2.ウェブアクセシビリティの対応状況の確認」で把握した、ウェブアクセシビリティの対応状況、対象となるページ数、職員の対応工数、費用等を勘案し、以下の3点について、**現実的かつできるだけ高い目標を設定**します。

- (1)対象範囲（P.54参照）
- (2)期限（P.55参照）
- (3)適合レベルと対応度（P.55参照）

「5.3.1目指すべきゴール」に示す内容を策定することが**現実的でない場合は、対象範囲、期限、適合レベルと対応度について段階的に取り組む**方針とします。

ポイント！

まずは、実施可能な範囲と今後実施する部分を明確化したウェブアクセシビリティ方針を策定し、取組に着手することが重要です。その上で、次年度以降、段階的に拡大することを重視してください。

※運用ガイドラインでは、上記(1)～(3)の検討方法と注意点について、より詳細に説明されている(P53～58)

14

ウェブアクセシビリティ方針の策定と公開（２）

5.3.6. ウェブアクセシビリティ方針の作成

運用ガイドライン P59

「5.3.1. 目指すべきゴール」から「5.3.5. 適合レベルと対応度の設定」を踏まえた検討を行った上で、JIS X 8341-3:2016「附属書JA（参考）ウェブアクセシビリティの確保・維持・向上のプロセスに関する推奨事項」に示されたウェブアクセシビリティ方針を作成します。

(1)必ず記載すべき事項

- a)対象範囲
- b)目標を達成する期限
- c)目標とする適合レベルと対応度
- d)例外事項(ある場合)
- e)追加する達成基準(ある場合)

(2)記載するのが望ましい事項

- a)担当部署名
- b)現時点で把握している問題点及びその対応に関する考え方
- c)試験結果へのリンク

※運用ガイドラインでは、上記(1)～(2)の実施方法と注意点について、より詳細に説明されている(P59～60)

15

ウェブアクセシビリティ方針の策定と公開（３）

5.3.7. ウェブアクセシビリティ方針の公開

運用ガイドライン P61

「5.3.6.ウェブアクセシビリティ方針の作成」で作成したウェブアクセシビリティ方針を対象とするホームページ等で公開します。

ウェブアプリケーション等ではマニュアル、パッケージ等に表記します。

ウェブアクセシビリティ方針公開の例(東京都武蔵野市 運用ガイドラインP61より転載)



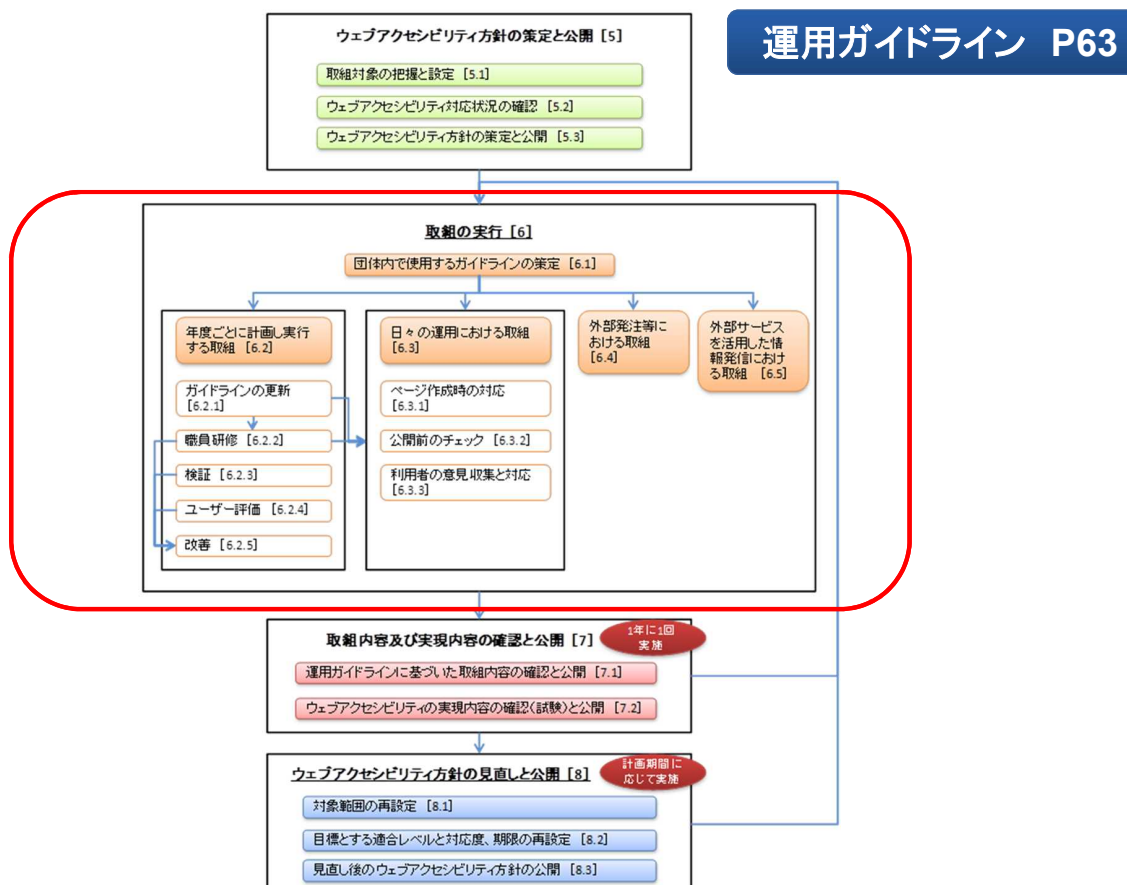
16

ガイドライン【6章】

3.取組の実行

17

取組の全体像



18

(1) ガイドラインの策定

運用ガイドライン P64,67

各団体の掲載コンテンツの特徴やページ作成ソフトなど運用の条件に基づき、ウェブアクセシビリティ対応の方針や対応の重要性、作成のルールなどをガイドラインにまとめます。

ホームページ等の作成のルールについて、自らがウェブアクセシビリティ方針で対応することと決定したJIS X 8341-3:2016の達成基準を網羅するように作成します。具体的な方法、基準をWCAG 2.0達成方法集に基づき設定し記載します。

(2) 団体内での周知

策定したガイドラインは、**団体内でのホームページ等の作成のルールと位置付け運用**します。

原稿の作成、ページの作成・更新、公開承認などホームページ等の運用に携わる職員に、**職員研修等を通じてガイドラインの内容を周知**します。なお、職員研修等を実施する場合は、人事異動直後のタイミング等を勘案し、年1回以上実施します。

(3) ガイドラインの見直し

ホームページ等の閲覧環境やページ作成の技術が変化することを踏まえ、**1年に1回程度を目安に、ガイドラインの見直しを行うことについて、ガイドラインに明記し運用**します。

【参考】WCAG2.0達成方法集

W3Cが公開しているTechniques for WCAG 2.0の日本語訳

<http://waic.jp/docs/wcag2/techs.html>

【事例 群馬県】過去5年にわたり、試験とホームページ全体の機械的な検証に基づく改善を実施 **運用ガイドライン P75**

【事例 神奈川県平塚市】公開している約8,000ページをページ単位で確認し修正 **運用ガイドライン P81**

19

職員研修

(1) ウェブアクセシビリティ対応の基盤となる取組

運用ガイドライン P68

一般的に公的機関では、ホームページ等の更新に多くの部署の職員が携わっており、また、定期的に職員の異動が行われます。

このような体制で運用されるホームページ等ではウェブアクセシビリティを確保・維持・向上するためには、それに携わる職員にウェブアクセシビリティの重要性、具体的な対応方法について理解してもらうことが不可欠です。そこで、職員研修を継続して実施することにより理解を広めること、深めることが極めて重要です。

ポイント！

アクセシビリティチェック機能を備えたCMS（コンテンツ・マネジメント・システム）を導入している場合でも、ページ作成を行う各職員が目視等により確認しなければならない事項が数多くありますので、CMSの操作を理解するための研修とは別に、ウェブアクセシビリティの研修を実施することが必要です。

ポイント！

公開しているページの改善を実施する場合は、改善すべき問題の内容や箇所及び改善方法をできるだけ具体的に職員に示し、詳しく解説を行うことが有効です。また、可能であれば、実際に修正対応を参加者に体験させる等の実践型の研修が効果的です。

【事例 東京都文京区】8年間、職員研修による意識向上とホームページ改善の取組を継続 **運用ガイドライン P70**

【事例 宮城県】県職員と県下の自治体を対象にしたウェブアクセシビリティ研修の取組 **運用ガイドライン P71**

20

6.2.3. 検証

運用ガイドライン P72

以下に(1)から(3)の方法等により、ウェブアクセシビリティの対応状況を確認し改善すべき事項を洗い出し改善の取組につなげます。
継続的に検証を実施し、ウェブアクセシビリティの確保・維持・向上を図ることが重要です。

- (1)人による詳細な確認
- (2)チェックツールによる確認等
- (3)利用者の使用しているソフト等を用い確認

※運用ガイドラインでは、上記(1)～(3)の実施方法と注意点について、より詳細に説明されている(P72～74)

【事例 群馬県】過去5年にわたり、試験とホームページ全体の機械的な検証に基づく改善を実施 運用ガイドライン P75

ユーザー評価

6.2.4. ユーザー評価

運用ガイドライン P76

利用者(ユーザー)にホームページ等を実際に閲覧・操作してもらうことによって、問題点を把握する取組をユーザー評価と言います。

(1) ユーザー評価の効果

ユーザー評価を実施することによって、利用者がホームページ等で提供されている情報・機能を知覚できるか、操作できるか、理解できるかを確認することが必要です。

地方公共団体においては、職員が発信する情報の対象者は、多くの場合その地域の住民です。実際に、情報の受け手である地域住民から評価を得、適切な情報発信となっているかどうかを確認するためにも、ユーザー評価を実施することが有効です。

ポイント！

一過性の取組で終わることなく、継続的に実際の利用者の評価を得て、問題点を確認したり、その改善方法について意見交換を行ったりするなどにより、利用者とともにウェブアクセシビリティの確保・維持・向上を目指すことが重要です。そのためにも高齢者や障害者をはじめとするユーザーと連絡を密にする等、信頼関係を構築しておくことが必要です。

※運用ガイドラインでは、ユーザー評価の実施方法と注意点について、より詳細に説明されている(P76, 77)

【事例 東京都杉並区】ユーザー評価、運用会議等を通じてアクセシビリティを高める 運用ガイドライン P78

6.2.5. 改善

運用ガイドライン P79

検証、ユーザー評価で確認できた問題点に基づき、各団体で作成し公開しているページのウェブアクセシビリティを改善します。

(1) 問題点の種別

検証、ユーザー評価で確認した問題点について、対象範囲、箇所数、改善の難易度等の観点から、誰が、いつ、どのように、どの程度の期間で改善を行うかを検討します。

(2) 改善対応

上記の種別に基づき、即座に対応するもの、年度内に対応するもの等について、改善の取組を実施します。翌年度以降に対応することとしたものについて、課題として管理し適切に引き継ぎを行います。

ポイント！

原課の職員を含めて改善対応を分担する場合は、改善を行う内容、対応すべきページ、発生箇所等についてリスト化する等で各職員の作業を明確にし、具体的な作業として依頼することが重要です。

【例】

多岐にわたる問題点の中から、改善対応を行うテーマを絞り込む
チェックツール等を用いて、発生箇所等を特定できる問題点から取り組む

【事例 神奈川県平塚市】 公開している約8,000ページをページ単位で確認し修正 [運用ガイドライン P81](#)

【事例 大阪府豊中市】 高齢者・障害者による検証結果に基づきホームページを改善 [運用ガイドライン P82](#)

23

ウェブアクセシビリティ対応に関する誤解

2.1.4. ウェブアクセシビリティ対応に関する誤解

運用ガイドライン P21

JIS X 8341-3:2016が求めている対応は、「達成基準」を満たし、アクセシビリティが確保されたホームページ等の制作・提供です。

利用者は、多くの場合、音声読み上げソフトや文字拡大ソフトなど、自分がホームページ等を利用するために必要な支援機能を、自身のパソコン等にインストールし必要な設定を行った上で、その支援機能を活用して様々なホームページ等にアクセスしています。つまり、ホームページ等の提供者に求められるアクセシビリティ対応とは、ホームページ等においてそのような支援機能を提供することではなく、ホームページ等の個々のページをJIS X 8341-3:2016の要件に則り作成し提供することにより、利用者がそのページを閲覧できるようにすることです。

したがって、各団体の提供する個々のページにおいて JIS X 8341-3:2016 に基づきウェブアクセシビリティを確保することが最優先となり、高齢者や障害者向けに特別な支援機能を提供することは、JIS X 8341-3:2016に基づきウェブアクセシビリティを確保した上での付加的なサービスと位置づけられます。

注意点！

ホームページ等において、音声読み上げ、文字拡大、文字色変更等の支援機能を提供する事例がありますが、これだけでは、ウェブアクセシビリティに対応しているとは言えません。

24

日々の運用における取組（１）

6.3.1. ページ作成時の対応

運用ガイドライン P84

新たなページを作成するとき、又は既存のページを更新するときに、「6.1. 団体内で使用するガイドラインの策定」で策定するガイドラインに基づいてウェブアクセシビリティに対応します。

次ページ以降では、公的機関のホームページ等においてウェブアクセシビリティを推進していく過程で、どのように対応したら良いか特に問題となることの多い事例を取り上げ、対応時の注意点等を解説します。

- (1) 施設や避難所への道順等の案内をする際にどのような注意をしたら良いか
- (2) 模式図やグラフにどのように代替情報を用意したら良いか
- (3) 表を掲載する際にどのような注意をしたら良いか
- (4) PDFを掲載する場合にどのようなことに注意したら良いか
- (5) 動画を提供する場合にどのようなことに注意したら良いか

※運用ガイドラインでは、上記(1)～(5)の注意点について、より詳細に説明されている(P84～96)

25

日々の運用における取組（２）

6.3.2. 公開前のチェック

運用ガイドライン P97

ページの公開前に、ガイドラインに基づいてウェブアクセシビリティ対応の不備の有無についてチェックします。

注意点！

チェックツールやCMSのチェック機能は、全体的な傾向を把握する際には有効ですが、すべてを機械的に判定することはできません。JIS X 8341-3:2016の要件を網羅した確認を行うために、人による判断も併せて実施する必要があります。

【事例 東京都武蔵野市】 ホームページ所管部署がチェックの上で公開しアクセシビリティを確保 運用ガイドライン P99

26

6.3.3. 利用者の意見収集と対応

運用ガイドライン P100

障害者・高齢者等の意見を積極的に収集するよう努め、問題の指摘や改善要望があった場合に速やかに対応します。

(1)意見収集

ホームページ等に問い合わせ先を掲載する、意見投稿用のフォームを設けるなどし、利用者の意見を積極的に収集するよう努めます。

(2)意見への対応

障害者等から、各団体のホームページ等のウェブアクセシビリティに関して**改善の要望があった場合には、障害者差別解消法に基づき対応を行う**必要があります。

なお、公的機関が**取組の対象から除外しているページなどがある場合も**、障害者が実際にウェブアクセシビリティの問題に直面し、障壁の除去の要望を申し出た場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者差別解消法に基づき合理的配慮の提供が求められます。

改善の要望に対して、ホームページ等の**改善を即座に行うことが困難な場合等は**、要望した当事者と必要に応じて協議を行うことなどにより要望の内容を確認し、**ホームページ以外の方法で情報を提供するなどの対処も含めて、できる限りの最善の対応を行う**ことが必要です。

改善の要望があった箇所の改善等の対応を行うとともに、同様の問題が各団体のホームページ等の他の箇所でも生じないように、**ホームページ等の全体の改善計画へ反映し、可能な限り速やかに改善**を図ります。

外部発注等における取組（１）

6.4. 外部発注等における取組

運用ガイドライン P102

ホームページ等の新規構築を行う際、又は**再構築(リニューアル)等を行う際**にも、ウェブアクセシビリティの対応に取り組むことが重要です。外部発注の準備から、外部発注の実施、プロジェクトの実施、検収といった一連の作業において、ウェブアクセシビリティの対応が適切に行われるように計画し実行します。

注意点！

外部発注の準備（仕様書の作成を含む）、プロジェクトの進行、検収等が適切に行われない場合、ウェブアクセシビリティに問題のあるホームページ等が構築されるおそれがあります。

アクセシビリティの確保や改善について仕様書で具体的に要件を示す、プロジェクトの進行過程で十分な検証を行った上で検収する、といった対応を実行しアクセシビリティの確保を実現することは、発注者である公的機関の責任です。

外部発注等における取組（２）

■実施前の準備（事業者選定まで）

運用ガイドライン P103

（１）ウェブアクセシビリティ方針の検討（P.105参照）

JIS X 8341-3:2016に基づき、目標とする適合レベル、適用する達成基準の設定を行います。また、達成方法（JIS X 8341-3:2016の達成基準を満たすための具体的な制作方法のこと）の設定手順を選択し、実施します。

（２）仕様書の作成（P.108参照）

仕様書において、アクセシビリティの確保に関し、受注者（構築を請け負う事業者。以下、事業者と記載。）に求める対応を明確に示します。

ウェブアクセシビリティ基盤委員会の「JIS X 8341-3:2016対応発注ガイドライン」において、仕様書に記載すべき項目と内容についての解説、良い例と悪い例が示されています。

（３）事業者の選定（P.109参照）

アクセシビリティ対応の意識が高く、JIS X 8341-3:2016に関して適切な知識を有する事業者を選定します。

注意点！

ホームページ等の構築（再構築）、CMS（コンテンツ管理システム）の導入（入れ替え）等の実施においては、その業務を委託する事業者を選定する前に、十分な時間をかけて適切な準備を行う必要があります。

※運用ガイドラインでは、上記（１）～（３）の個々の取組内容と注意点についてより詳細に説明されている（P105～110）

29

外部発注等における取組（３）

■構築（再構築）プロジェクト（事業者選定後）

運用ガイドライン P103

（１）達成方法の確認と構築作業の実施（P.111参照）

仕様書に基づき具体的な達成方法を確認した上で、構築を実施します。

（２）複数段階での検証の実施（P.111参照）

仕様書の示す要件に基づき、構築工程の複数の段階で、アクセシビリティを検証します。

（３）試験の実施（P.112参照）

JIS X 8341-3:2016に基づく試験を実施し、アクセシビリティを確保していることを確認します。

（４）検収（P.112参照）

JIS X 8341-3:2016に基づく試験結果を確認した上で検収します。

※運用ガイドラインでは、上記（１）～（４）の個々の取組内容と注意点について、より詳細に説明されている（P111, 112）

【事例 千葉県我孫子市】リニューアルに先立ち掲載が不要なページ大幅削減を実施 運用ガイドライン P114

【事例 神奈川県川崎市】3か年にわたる取組により、ホームページ全体のアクセシビリティを高める
リニューアルを実施 運用ガイドライン P115

30

6.4.4. CMS（コンテンツ・マネジメント・システム）の導入における注意点 **運用ガイドライン P113**

CMSとは、ページの作成や公開・削除等を支援するシステムの総称です。テンプレート(HTML・CSSのひな形)を活用することなどにより、ホームページ全体での一貫したレイアウトやリンク表記などの実現に効果があります。また、作成時等にアクセシビリティのチェックを行う機能を備えたシステムも提供されています。

CMSの導入においては、**管理対象とするページの設定、旧ホームページから新ホームページへの移し替え(コンテンツ移行)の実施内容等が不適切なことが原因で、CMSの機能を効果的に活用できていない事例**があります。事業者選定前に各団体の方針を十分に検討し、仕様書において事業者を求める実施内容を具体的に明記してください。

【例】

- 既存ページのうち一部のみをCMS管理下としたため、ホームページの大部分においてCMSのアクセシビリティチェック機能等を活用することができない。
- 既存ページの移し替え(コンテンツ移行)をする際に、アクセシビリティに問題のあるページのHTMLをコピー＆ペーストしたため、新しいページに問題を引き継いでしまった。

また、ページ作成にCMSを用いる場合も、**CMSの機能に頼るだけでは十分なウェブアクセシビリティを確保することはできません**。ウェブアクセシビリティを確保するためにはページの作成者に求められる判断や対応があるため、職員の意識向上や知識習得のための研修等を実施することが極めて重要です。(例:画像に対する代替テキストの内容を、作成者が原稿の内容を踏まえて指定しないと、音声読み上げソフトの利用者等に情報が適切に伝わらない。)

31

外部サービスを活用した情報発信における取組

6.5. 外部サービスを活用した情報発信における取組

運用ガイドライン P116

公的機関が、ソーシャルメディア、動画配信サービス、地図情報サービス、検索サービス、ウェブアンケートシステムなど、事業者等が提供する外部サービスを活用し、情報発信を行ったり、アンケートや予約登録等のサービスを提供したりする場合があります。

このような場合も、各団体が作成し運用するものは全てウェブアクセシビリティの対応が求められます。

【事例】

- 外部の地図サービスを掲載することに加えて、テキストでアクセス情報を丁寧に記載したり、手作りの地図を併せて掲載する。

注意点！

外部サービスを活用し、各団体が情報発信を行ったりサービスを提供したりするウェブコンテンツは、JIS X 8341-3:2016に基づくウェブアクセシビリティ確保が求められる対象です。

JIS X 8341-3:2016の「5.3 部分適合に関する記述－第三者によるコンテンツ」は、各団体が制作し公開した後にコンテンツの変化を制御できないものを想定した要求事項であり、「外部サービスを利用したコンテンツ」であることを理由に「第三者によるコンテンツ」として例外扱いする対応は誤りです。

※運用ガイドラインには、外部サービスを活用した情報発信の実施方法と注意点について、より詳細に説明されている(P116～119)

32

ガイドライン【7章】

4.取組内容及び実現内容の確認と公開

33

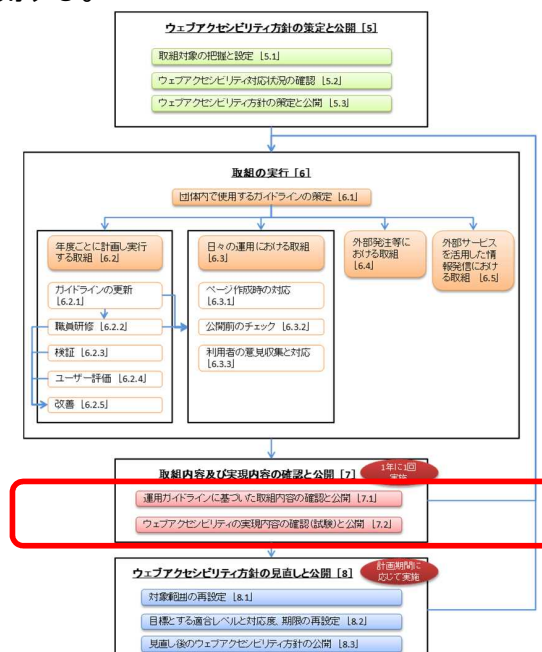
取組内容及び実現内容の確認と公開

目的

運用ガイドライン P122

◆ 運用ガイドラインに基づいたウェブアクセシビリティ確保・維持・向上のための

取組について、1年に1回、各団体の取組内容を確認し、確認結果を各団体の取組対象となるホームページ等で公開する。



34

運用ガイドラインに基づいた取組内容の確認と公開（1）

運用ガイドライン P122

7.1. 運用ガイドラインに基づいた取組内容の確認と公開

7.1.2. 取組確認・評価シートごとの対象及び使い方

(1) A. 団体全体としての取組確認・評価シート

団体によっては、公式ホームページと呼ばれる各団体の中心的なホームページと別に、観光用サイト、イベント用サイト等を運営（外部委託を含む）されているところがあります。また、公式ホームページの内容をスマートフォンで閲覧するためのスマートフォン向けサイトを公式ホームページとは別に運営している場合があります。各団体に求められるアクセシビリティ対応の対象は、公式ホームページだけではなく各団体が運営あるいは運営を委託している全てのホームページ等です。（「5.1.取組対象の把握と設定」(P.46) 参照）

「団体全体としての取組確認・評価シート」は、各団体におけるすべての取組対象の実態を団体全体として確認・評価するためのものです。なお、例えばPC向けの公式ホームページのみが対象となる団体はそれを取組対象全体として確認・評価してください。

35

運用ガイドラインに基づいた取組内容の確認と公開（2）

団体全体としての取組確認・評価シート

運用ガイドライン P123

		運用モデル 項目番号	0点	1点	2点	3点	4点	備考	ポイント集計欄		満点 ポイント
									小計	中計	
基本的 対応の 徹底	対象の把握	5.1.	団体全体としてアクセシビリティ対応の対象となるコンテンツを把握していない	公式ホームページの管理運営担当部署として分かる範囲でリスト化している	過去に団体全体としてアクセシビリティ対応の対象となるコンテンツを洗い出し把握したことがある	団体全体として定期的にアクセシビリティ対応の対象となるコンテンツを洗い出し把握している	団体全体として定期的にアクセシビリティ対応の対象となるコンテンツを一般に公開しない職員向けのものも含めて洗い出し把握している	広報課に通知がなく、公式ホームページからのリンクがないものは、把握が出来ていない	1	2	8
	団体として統一したガイドラインの策定	6.1.	団体内で使用するガイドラインを策定していない	団体内で使用するガイドラインを策定している	団体内で使用するガイドラインを、ウェブアクセシビリティ方針で目標としている達成基準を網羅し策定している	団体内で使用するガイドラインを策定しており、最新のJIS X 8341-3に対応している	最新のJIS X 8341-3に対応するとともに毎年アクセシビリティに関するガイドラインを確認し、必要に応じて見直している		1		
段階的 拡大	公式ホームページ(公式ホームページのスマートフォン向けサイトを含む)	5.1. 5.2. 5.3.	ウェブアクセシビリティ方針の策定・公開を行っていない	ウェブアクセシビリティ方針を策定したが公開していない	全HTMLを対象としてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し取り組んでいる	全HTMLを対象としてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し、方針の見直しを行っていない	PDF等を含む全コンテンツを対象としてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し、方針の見直しを行っていない		2		
	公式ホームページ以外のサイト等(関連サイト/ウェブアプリケーション、ウェブシステム/スマートフォン向けサイト/携帯電話向けサイト等)	5.1. 5.2. 5.3.	ウェブアクセシビリティ方針の策定・公開を行っていない	ウェブアクセシビリティ方針を策定している対象があるが、公開はしていない	対象の半数以上についてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し取り組んでいる	対象のすべてについてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し取り組んでいる	対象のすべてについてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し、方針の見直しを行っていない		1	4	12
	民間に管理を委託(指定管理者による管理等)する施設等のホームページ等	5.1. 5.2. 5.3.	ウェブアクセシビリティに関する取組を行っていない	外部発注の仕様書及び業者選定において、ウェブアクセシビリティの確保を求めている	対象の半数以上についてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し取り組んでいる	対象のすべてについてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し取り組んでいる	対象のすべてについてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し、方針の見直しを行っていない		1		
									合計	6	20

36

注意点！

- ・「対象の把握」の対象とは、各団体が管理、運営しているPC向けの公式ホームページの他、観光用サイトやイベント用サイト、PC用とは別に管理しているスマートフォン向けサイト、また指定管理者を含む外部事業者に委託して公開しているウェブコンテンツ等をすべて含むものです。
- ・議会、教育委員会、図書館、外郭団体等の関係機関のホームページについては、各団体の事情を踏まえ、団体全体としての確認・評価の対象とするか、別組織と位置付けて別途確認・評価を実施するか判断してください。

運用ガイドラインに基づいた取組内容の確認と公開（4）

個々のホームページ等取組確認・評価シート

運用ガイドライン P124

	運用モデル番号	0点	1点	2点	3点	4点	備考	ポイント集計欄		満点ポイント
								小計	中計	
継続性	ガイドライン	6.2.1	団体として策定した共通のガイドラインがない、或いはガイドラインがあるかどうかわからない	団体として策定した共通のガイドラインを一部活用している	団体として策定した共通のガイドラインに則って運用している	団体として策定した共通のガイドラインに則って運用するとともに、ガイドラインの見直しすべき点を洗い出し、見直しに参加している		3		16
	職員研修	6.2.2	過去3年以内にアクセシビリティに関する職員研修を実施していない、又は参加していない	過去3年以内にアクセシビリティに関する職員研修を実施、又は参加した	過去2年以内にアクセシビリティに関する職員研修を実施、又は参加した	過去1年以内にアクセシビリティに関する職員研修を実施、又は参加した	毎年アクセシビリティに関する職員研修を実施、又は参加しており、来年度以降も継続する予定である	3		
	検証	6.2.3	過去3年以内にアクセシビリティに関する検証を実施し問題点を把握していない	過去3年以内にアクセシビリティに関する検証を実施し問題点を把握した	過去2年以内にアクセシビリティに関する検証を実施し問題点を把握した	過去1年以内にアクセシビリティに関する検証を実施し問題点を把握した	毎年アクセシビリティに関する検証を実施し問題点を把握しており、来年度以降も実施する予定である	2		
	改善	6.2.5	過去3年以内に、公開しているページの改善に取り組んでいない	過去3年以内に、公開しているページの改善に取り組んだ	過去2年以内に、公開しているページの改善に取り組んだ	過去1年以内に、公開しているページの改善に取り組んだ	公開しているページの改善に毎年取り組んでおり、来年度以降も実施する予定である	1		
実現内容の確認と公開	取組の実現内容	7.1.	過去3年以内にアクセシビリティに関する取組内容について取組確認・評価表により確認していない	過去3年以内にアクセシビリティに関する取組内容について取組確認・評価表により確認し結果をホームページで公開した	過去2年以内にアクセシビリティに関する取組内容について取組確認・評価表により確認し結果をホームページで公開した	過去1年以内にアクセシビリティに関する取組内容について取組確認・評価表により確認し結果をホームページで公開した	毎年アクセシビリティに関する取組内容について取組確認・評価表により確認し、結果をホームページで公開しており、来年度以降も実施する予定である	3		8
	アクセシビリティの実現内容	7.2.	過去3年以内にアクセシビリティの実現内容について、最新のJIS X 8341-3に基づく試験による確認を行っていない	過去3年以内にアクセシビリティの実現内容について、最新のJIS X 8341-3に基づく試験により確認し、結果をホームページで公開した	過去2年以内にアクセシビリティの実現内容について、最新のJIS X 8341-3に基づく試験により確認し、結果をホームページで公開した	過去1年以内にアクセシビリティの実現内容について、最新のJIS X 8341-3に基づく試験により確認し、結果をホームページで公開した	毎年アクセシビリティの実現内容について、最新のJIS X 8341-3に基づく試験により確認し、結果をホームページで公開しており、来年度以降も実施する予定である	3		
利用者との協調	利用者の意見収集	6.3.3	一般的な意見収集としては取り組んでいるが、アクセシビリティについて積極的な意見収集には取り組んでいない	アクセシビリティについて積極的な意見収集に取り組んでいる	複数の手段により、アクセシビリティについて特化した意見収集を継続的に取り組んでいる	複数の手段により、アクセシビリティについて特化した意見収集を継続的に取り組み、ホームページ全体の改善に利用している	—	1		6
	利用者との協力体制／ユーザー評価	4.3.7 6.2.4	アクセシビリティを確保・維持・向上のために、利用者（社会福祉協議会、当事者団体、支援団体等を含む）へ協力を求めたことがない	利用者（社会福祉協議会、当事者団体、支援団体等を含む）の声を聴き、ホームページの改善を行ったことがある	継続的にアクセシビリティをチェックするモニター制度を設け、ホームページの改善に利用している	継続的にアクセシビリティをチェックするモニター制度を設け、ホームページの改善に利用している。また、関係部署等と連携し、利用者のホームページ閲覧等のスキル向上につながる取組を行っている	—	1		
								合計	17	30

注意点！

- ・ 職員研修、検証等の取組について、団体全体の取組に参加することにより成果が得られた場合は、個々のホームページ等の取組として評価します。
- ・ 「取組の実現内容」について、初めて「取組確認・評価表」を用いて取組の確認・評価を行った年は、3点とします。

運用ガイドラインに基づいた取組内容の確認と公開（６）

7.1.3 取組内容確認・評価結果の公開

1年に1回実施する「ウェブアクセシビリティ取組確認・評価表」に基づいた確認・評価結果を、各団体の公式ホームページ（公式ホームページのスマートフォン向けサイトを含む）、個々のホームページで公開します。公式ホームページ（公式ホームページのスマートフォン向けサイトを含む）では「A. 団体全体としての取組確認・評価シート」と「B. 個々のホームページ等取組確認・評価シート」を用いた確認・評価の結果を公開します。個々のホームページは、「B. 個々のホームページ等取組確認・評価シート」を用いて個々のホームページ等について公開します。

1年に1回、各団体が管理、運営するすべてのホームページ等について、取組内容を「ウェブアクセシビリティ取組確認・評価表」に基づいて確認し、公開することで、進捗状況を可視化します。

(1) 必ず記載すべき事項

- ・ 取組内容確認日
- ・ 団体全体としての取組ポイント数
- ・ 個々のホームページ等の取組ポイント数
- ・ 団体全体としての取組内容
- ・ 個々のホームページ等の取組内容
- ・ 次年度以降の取組予定

7.2. ウェブアクセシビリティの実現内容の確認（試験）と公開

ウェブアクセシビリティの実現内容について、1年に1回、JIS X 8341-3:2016に基づく試験により確認し、結果を各団体ホームページ等で公開します。

試験は、ウェブアクセシビリティ方針で対象としたホームページ等に対して実施します。複数の対象に別々のウェブアクセシビリティ方針を設定している場合は、対象ごとに試験を実施します。

ウェブアクセシビリティの実現内容の確認（試験）と公開（２）

7.2.1. 試験の実施

「試験」とは、各団体で策定・公開したウェブアクセシビリティ方針に基づき、対象としたページが、JIS X 8341-3:2016に対応できているか(適用される達成基準に関し、目標として設定した対応度に適合しているか)を確認することです。

試験は、個別のページに対して実施する方法(ウェブページ単位)と、多数のページで構成されるホームページ等に対して実施する方法(ウェブページ一式単位)とがあります。

ウェブアクセシビリティ基盤委員会の「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン」では、総ページ数が100ページを超えるホームページ等に対して実施する場合に、ウェブページ一式単位により実施する方法を用い、「ホームページ等を代表するページ」と「無作為(ランダム)に選択したページ」とを併せて選択し試験を行うことが推奨されています。

【例】

- ホームページ等(ウェブページ一式)を代表するページを、JIS X 8341-3:2016「附属書JB(参考)試験方法」に基づいて10ページ選定(災害時の緊急情報を伝えるページや高齢者・障害者の閲覧が多いページ等、重要なページが確認対象から漏れないよう考慮)
- 無作為(ランダム)に選択するページを、30ページ選定
- 合計40ページを対象に実施する

7.2.1. 試験の実施

試験はアクセシビリティチェックツール等で機械的に点検できる項目と、アクセシビリティや JIS X 8341-3:2016を十分理解した上で人の確認作業が必要な項目があります。アクセシビリティチェックツールだけでは全てを試験することができない点に注意してください。

ポイント！

専門性、客観性の観点から、ウェブアクセシビリティの試験の実施について、JIS X8341-3:2016について十分な知識を有する第三者に依頼することについて検討します。この場合、単に試験結果を求めるだけでなく、ウェブアクセシビリティが不十分である項目（部分）の具体的な改善方法についても求めることが有効です。

試験を行った結果について、試験対象のホームページ等において公開します。試験結果に記載すべき内容について、JIS X 8341-3:2016「附属書JB(参考)試験方法」を参照してください。

試験結果公表の例(神奈川県平塚市 運用ガイドラインP130より転載)



45

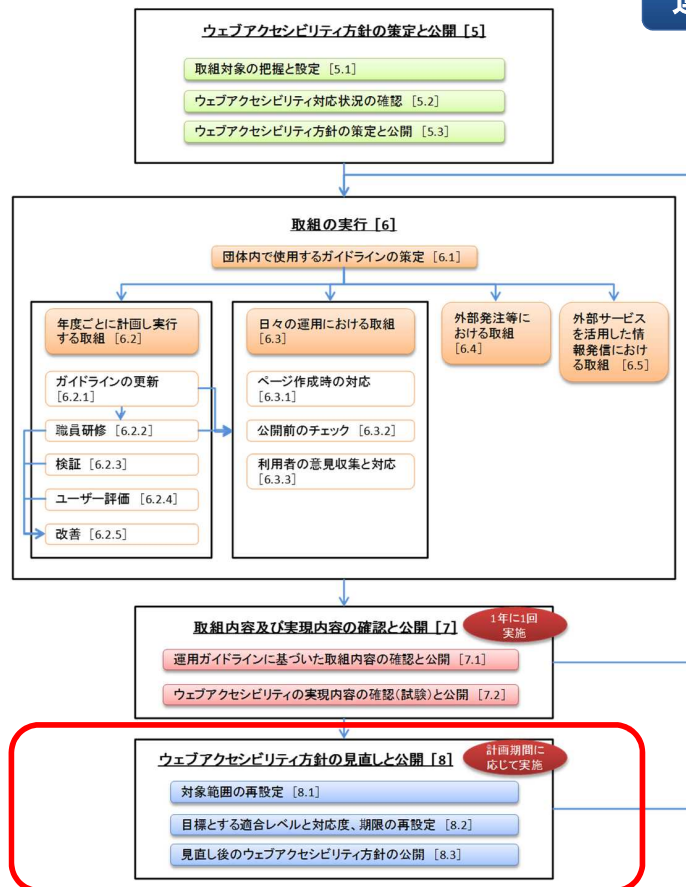
ガイドライン【8章】

5.ウェブアクセシビリティ方針 の見直しと公開

ウェブアクセシビリティ方針の見直しと公開（１）

取組の全体像

運用ガイドライン P132



47

ウェブアクセシビリティ方針の見直しと公開（２）

運用ガイドライン P133

8.2.目標とする適合レベルと対応度、期限の再設定

目標とする適合レベル（P.55参照）と対応度（P.58参照）、期限の見直しを行います。

（１） 期限内に目標とするレベルを実現できた場合

期限内にレベルAA準拠を実現できた場合は、そのレベルを維持することを目標とします。期限を1年後に再設定し、その段階でレベルAA準拠を再度実現していることを目標とし取り組みます。

期限内に目標としたレベル（A一部準拠、A準拠、AA一部準拠）を実現できた場合は、レベルAA準拠が求められていることを踏まえ、目標とするレベルを高くすることができないか検討します。

- より高いレベルを設定できる場合は、その実現を目指す期限を改めて設定します。
- 実現したレベルを維持することを目標とする場合は、期限を1年後に再設定し、その段階で目標とするレベルを再度実現していることを目標とし取り組みます。
- 今後1年間でレベルの向上を目指す箇所を明確化し目標とし取り組みます。

48

（2）期限内に目標とするレベルを実現できなかった場合

目標とするレベルと対応度、期限を改めて設定し取り組みます。なお、実現できなかった理由を明らかにしてその改善等を検討した上で、実現できなかった項目（部分）全体の実現を原則としつつも段階的な取組が必要と判断できる場合は、優先順位とその実現期限を検討しウェブアクセシビリティ方針に反映させます。

※運用ガイドラインでは、ウェブアクセシビリティ方針の見直しの例として神戸市を紹介している（P134）

6.2017年度調査結果優良団体の 取組（ヒアリング結果概要）

◆ 目的

「国及び地方公共団体公式ホームページのJIS規格対応状況調査結果」において、調査結果が優良だった団体の取組内容についてヒアリングし、ウェブアクセシビリティの確保・維持・向上の実現のために重要となる事項を確認する。

◆ 対象

適合レベルA及びAAに「問題あり」の割合が低かった上位100団体より、11団体（予備候補として実施対象とした1団体を含む）を選定した。

◆ ヒアリング内容

みんなの公共サイト運用ガイドラインが示す取り組みの実施実績、実施内容、今後の取組予定等を確認した。

調査結果優良団体の取組の特徴（１）

職員研修を重視し実行している

重要となる考え方の共有、ページ作成時の注意点の周知徹底を図るために、ウェブアクセシビリティに関する職員研修を重視し実行している団体が多い。

【ヒアリング内容の例】

- 各部署のホームページ担当者を対象にした職員研修に加え、新人研修（受講必須）としてウェブアクセシビリティに特化した職員研修を実施している。
- CMSの操作研修とは別に、ウェブアクセシビリティに特化した研修を約2時間、過去5年間継続的に実施している。
- CMSの操作研修の中で、ウェブアクセシビリティの説明に時間を割いて説明している。
- 職員研修を継続したことにより、ウェブアクセシビリティに問題のあるページについて担当部署に差し戻した際に、比較的スムーズに理解が得られるようになってきた。

公開前に入念にチェックしている

チェックツールによるチェック、人の判断を伴うチェックが徹底されるように、各団体それぞれ工夫して取り組んでいる。

【ヒアリング内容の例】

- チェックツールでは確認できない問題が残っていないか、公開前に全ページに目を通してしている。
- 公開前のチェックで問題が確認された場合に、記事を作成した担当部署に差し戻し修正を依頼することで、各部署の担当者の理解が深まるように取り組んでいる。
- ウェブアクセシビリティに問題のあるページが作成されシステムにより検出された場合、ページを公開できない仕組みとしている。

53

ホームページ全体を対象に過去に公開したページの検証と改善に取り組んでいる

公開前に丁寧に検証してから公開することに加え、公開済みのコンテンツに問題が生じていないかを定期的に検証し改善に取り組んでいる団体が多い。

【ヒアリング内容の例】

- 毎月全ページを対象にした検証を実施し、問題が確認された場合は改善を行っている。
- 画像に適切な代替テキストを付与すること、複雑な表組みを解消し読みやすくすることについて、ホームページ全体を対象に確認と改善に取り組んだ。
- 高齢者と障害者によるユーザー評価を実施し、指摘された問題のうち速やかに対応可能な事項について、改善を行った。

54

取組を複数年継続している

ガイドラインの見直し、職員研修の実施、公開済みのコンテンツの検証と改善等について、複数年度にわたり継続して実施しており、今後も継続を予定している団体が多い。

【ヒアリング内容の例】

- 過去2年、職員研修、公開済みのコンテンツの検証と改善、試験の実施と結果公開を実施。来年度以降も継続する予定である。
- ガイドラインを運用している過程で、ページ作成のルール of 解説を補う必要性を感じ、改訂を行った。今後も運用しながら必要に応じて見直しをかける予定である。
- 過去5年間にわたり、毎月全ページを対象にした検証を実施し、問題が確認された場合は改善を行っている。

7.取組を計画する際の重要事項

1. 1日でも早く、着手する

運用ガイドライン P34

2. 全てのページが対象

運用ガイドライン P54

3. 全てのウェブサイトが対象

運用ガイドライン P46

4. 数年先までの取組を計画する

運用ガイドライン P39

5. 継続的に取組を積み重ねる

運用ガイドライン P39

6. 利用者に対して最善の対応を行なう

運用ガイドライン P30

57

お問合せ

●総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に関するお問合せ

総務省 情報流通行政局 情報流通振興課 情報活用支援室(担当:佐伯、平野)

電話:03-5253-5743 FAX:03-5253-5752